

# イギリス（イングランド）の校則に関する一考察

School Rules in secondary schools in England

大津 尚志

OTSU Takashi

武庫川女子大学 教育学部 教育学研究論集

第19号 2024年

【研究ノート】

# イギリス（イングランド）の校則に関する一考察 School Rules in secondary schools in England

大津 尚志\*

OTSU, Takashi\*

## 要旨

イギリス（イングランド）において、日本の校則にあたるものとしては、行動指針（behaviour policy）などが存在する。生徒にとっての学校内のルールについて分析対象とする。その背景となるイギリスの法制度についてもとりあげたうえで、実際にどのような校則が制定されているかをみて、その特徴について分析する。イギリスの校則の内容の特徴は生徒の「心構え」に関することが多く書かれている、生徒指導との結びつきが強いといえるなど、欧米の校則のなかでは米仏独に比して、日本の校則に類似している点がある。

## 1 イギリスの校則に関する法制度

イギリス（本稿ではイングランドを指す。）の2006年教育と監査法（Education and Inspection Act）88条、89条において、各学校が「行動指針（behaviour policy）」を定めることが規定されている<sup>(1)</sup>。その制定は、学校理事会で協議し、校長が定めるという手続きによる。本稿では日本の「校則」にあたるものとして、「行動指針」をとりあげる。その構成、形式、分量などは、学校の裁量に任せられていて多種多様であるところがある。詳しくは後述するが、日本の校則にあたるものは行動指針以外の文書を含むこともある。以下には、主として行動指針を対象に分析する。

行動指針を定める際に学校理事会は、「校長、教職員、親、児童生徒と相談しなければならない」と教育省の2012年ガイダンス文書は規定している（Department for Education, 2012）。学校理事会のメンバーに生徒代表は含まれていないが、生徒参加の経路は各学校の裁量によって確保されている<sup>(2)</sup>。また、指針のウェブサイト上の公開も義務付けられている。

さらに教育省は、「学校における行動：校長と学校スタッフへの助言」という文書を発行している。すなわち、学校内で行動に関する指針を定める際の指導助言文書である。以下にその本稿執筆時での最新版（Department for Education, 2022）の内容をみる。そこでは、「平穏で、安全で協力的な環境を提供するために、学校は行動を管理する必要がある。」「行動がうまくいかないと、学習時間の減少、子どもから子どもへの不当な扱い、不安、いじめ、暴力、苦痛へとつながる」として、学校内に「安全と尊厳をうみだす文化」の必要性がいわれている。学校は以下の「ナショナル・

ミニマム」を達成するために、行動のスタンダードを定めるとされている。公費維持学校の校長は、目的を達するための手段を定めなければならないこととして、以下のことが挙げられている。

- ・良き行動を推奨し、他者を尊重すること。
- ・子どもの行動の好ましい基準を決めること。
- ・子どもの自律と学校当局への適切な敬意を推進すること。
- ・あらゆる形態のいじめ（ネットいじめ、偏見に基づいたいじめ、差別的ないじめを含む）を防止すること。
- ・教育に関係してあらゆる割り当てられた作業を完成させること。
- ・あるいは、子どもの行動を規制すること。

「公費維持学校では校長は学校の行動規範を保護者、職員、子どもに少なくとも一年に一度は公表しなければならない」とあり、同時にウェブサイト上での公開も義務付けている。

「良き行動（good behaviour）」「悪い行動（misbehaviour）」に関しての対処法も書かれている。「良き行動」に対処するのは、「日常の活動、期待、行動の文化の規範」をより強化するためであり、対処として「口頭による賞賛」「親への電話または書面での連絡による賞賛」「表彰、表彰式あるいは特別集会」「責任ある地位に、例えばある決定やプロジェクトに関して」「良き活動に対しての、クラス全体や年間のグループへの褒賞」が挙げられている。

「悪い行動」に対処するのは、「学校の文化の維持」「平穏で安全な環境の保持」「再発の防止」のためであり、対処としてあり得る懲戒の形態が以下のように定

\* 武庫川女子大学（Mukogawa Women's University）

められている。「口頭による叱責とあるべき行動の喚起」「行動の説明など、書面による課題提出」「特権の剥奪」「居残り」「教室の片づけなど、学校というコミュニティの作業」「毎朝の報告を含む定期的な報告、定期的な制服検査、行動を監視して報告する」「停学」「もっとも深刻な場合、退学」。

教師の懲戒権について、2006年教育査察法 section 91(3)に規定があり、要件などが定められている。「特別支援の必要な生徒 (special education needs and/or disability) への懲戒には、例えば「口頭での指示が理解できない生徒」への配慮を求めている。「2010年平等法に基づき、学校の方針や慣行によって障害のある生徒に対して、学校は重大な不利益が生じることを回避するための合理的な措置を講じる義務がある」。

「2014年児童家族法に基づき、学校など関連する施設は障害児のニーズを満たすため『最善の努力』を尽くす義務がある」とある。一方で、「悪い行動を予防する必要性」も述べられている。

居残り (detention) は放課後あるいは休み時間の前に行われうるものとして、行われる条件が示されている。「合理的な力の行使」は「攻撃をしている場合」「自分または他者を傷つけようとしている場合」「財産を破壊しようとする場合」に、学校や子ども間の秩序や規律を破壊しようとしている場合に限られる。すなわち正当防衛に該当するようなケースを除いて「力の行使」は禁止される。「所持品検査、没収」に関しても認められる要件が示される。

「教室からの退去」に関しては、「すべての子どもの安全を維持するため、高いレベルの破壊的な行動から安定性を回復するため」「破壊的な行動をする子どもをとりだして、教育が正当な環境で続けることを確保するため」「子どもを平穏で安全な場所に戻すために」使用されるとされる。

停学、退学となると、別に教育省が示している「イングランドでの公費維持学校、アカデミー、子ども委託部署<sup>(3)</sup>」からの退学、停学 (移動を含む) に関するガイドランス (Department for Education, 2023) に従うべきと述べられている。そのガイドランスにおいて、校長の退学・停学処分を行う際の手続き (親への告知など)、学校理事会の停学中の生徒に対する義務や復帰の際の手続きなどが示されている。

## 2 イギリスの校則の例

上記の法令をうけて、イギリスの学校では行動指針が作成される。本稿では、イギリスの中等学校の校則を分析対象として読み解くことによって、イギリスの特徴といえる点を見出ししていくこととする。イギリス

の校則の形式は学校によって様々である。行動指針以外にも、制服やいじめ、特別支援教育、子ども保護、問題行動が起きたときの捜査・検査・没収などに関する指針が別文書としてだされることもある。

イギリスの行動指針の多数にあてはまる内容を示していると考えられる学校の例として、Seven Kings School (2020) の行動指針を抄訳して紹介する。Seven Kings School はロンドン北東部にある学校で、4歳から18歳の児童生徒を受け入れており、GCSE試験の成績は全国平均やLA平均を上回り、教育水準局 (Ofsted) からの評価も高い。どちらかというところ「うまくいっている学校」といえるであろう。

「1 目的」では、この規則をつくる目的として、「行動の管理に関しての一貫した方法を示す」「いじめを含む容認できない行為とみなすものを定義する」「生徒がどのように行動することが期待されているかを示す」「行動の管理に関して、学校コミュニティの様々な人々の役割と責任を示す」「報奨と懲戒のシステムの概要を示す」ことが挙げられている。

「2 法律と法的に要求される事項」としては、2010年平等法や教育省の「学校における行動と懲戒」などの文書に言及がされている。平等法は「年齢、障害、性適合、婚姻および同性婚、妊娠および出産・育児、人種、宗教または信条、性別、性的指向」を「保護すべき特性」としている。障害などに基づくハラスメントを禁止している。

「3 我々の見通し」では、「効果的な学習が行われるために、良い行動が必要である」として、すべての生徒が、「他の若者、大人に敬意をもって接する」「他の人に丁寧に話す」「自分に自信を持ち、高い自尊感情を持つ」「100パーセントの出席、無遅刻を目指す」「学校の設備や建物を大切にするとある。

続いて、学校スタッフは「模範となる行動を示す」「すべての子ども、大人に敬意をもって接する」「互いに礼儀正しく話す」「ポジティブな援助によって生徒の自信と自尊感情をはぐくむ」「批判的な言葉や皮肉となる言葉を使わない」「日常の生徒の努力と達成を認識し、成功を祝福する」「成功、努力、達成について保護者に知らせる」「容認できない行動には注意する」「定期的な連絡を通して保護者とパートナーシップを結び、行動の改善を支援する」とある。

容認できない行動としては、「他の人の学習を妨害する」「失礼な、不適切な言葉を使う」「攻撃あるいはあらゆる種類の身体的な暴力」「人種、性、同性愛者に対する差別となる言葉」「学校の所有物の破壊、破損」「いじめ、脅迫」とある。

容認できない行動に対しては、「行動に注意する」

「子どもになぜ容認できないのかを説明する」「別の行動ができたことを説明し、どうすべき、どう言うべきかを示す」「子どもがなぜそのような行動をしたかの原因を探る」「悪い行動が繰り返される場合、それが深刻であると判断される場合は、適切な懲戒が行われ、子どもを援助する。」とある。

「4 いじめ」に関して、「いじめとは、ある人や集団に対して別の人や集団が、繰り返し意図的に危害を加えること、力関係が不均衡な場合において。」と定義されている。次いで、いじめの種類として以下のものが示されている。

いじめの種類	定義
感情的	敵意のある、排除する、困らせる
身体的	殴る、ける、押す、他人の持ち物を奪う、あらゆる暴力
人種	人種的な侮辱、落書き、身振り
性的	露骨な性的発言、性的なものを見せる、性的な身振り、望まれない身体的な指摘、性的なうわさや行動についてのうわさ話、不適切な接触
直接、間接的な言語	悪口、皮肉、うわさを広める、からかい
ネットいじめ	SNS、メッセージアプリ、ゲームサイトなどでのオンラインで起きるいじめ

そして、「Seven Kings School では我々のコミュニティのいかなるメンバーのいじめ、ハラスメントを許しません。すべての生徒はいじめがあった場合は適切な大人に報告することが推奨されます。被害者、加害者に適切な支援を行います。Seven Kings School はいじめに対して修復的なアプローチをあらゆる段階で用います。保護者は必要に応じてそのプロセスについて情報を知らされ、参加します。」と続く。

「5 役割と責任」では、学校理事会、校長、職員、保護者の役割と責任が示される。保護者については、「学習とコミュニティにとってポジティブな行動をとるように子どもを支援する」「子どもの行動に影響をあたえる状況の変化については、学校に知らせること」「行動に関する懸念については適切な学校スタッフに速やかに相談すること」とある。

「6 行動規範」については、「秩序を守って、自制して行動する」「学校職員にお互いに敬意を払う」「学級ではすべての生徒が学習できるようにする」「校内では静かに移動する」「学校の建物、財産を大切に扱うこと」「懲戒は受け入れること」「学校外での行動を含め

て、学校の評判を落とす行動は慎むこと」と、生徒がとるべき行動について道徳的な助言を定めている。

「7 報奨と懲戒」について、まず「報奨」について中等学校では、「良き市民的振る舞い」「突出した業績」「課外活動・スポーツの成果」「長期にわたって一貫した努力と成果、改善と進歩」に対して、報奨（絵ハガキ、認定証、バッジ（銅、銀、金）の贈呈など）が定められている。「懲戒」については、以下の定めがある。

「教師は、容認されない行動をとった生徒、規則を破った生徒あるいは合理的指示に従わない生徒を法的に懲戒する権限を有している。それは、子どもに対して責任を持つすべての有給の職員についても同じ」

「生徒は、学校または学校の管理下にあるほかの場所で、いつでも懲戒処分をうけることがある」「生徒は学校外の良くない行動について懲戒をうけることがある」「すべての懲戒は合理的でなければならない、それは障害、特別の教育ニーズ、人種に関する法律に抵触するものではない」「教師は学校の内外で居残りを命じることができる法的権限を持つ。それは生徒が登校している日、週末、臨時休業日に行われ、親の同意は必要でない。15分以上の居残りの場合は、学校は保護者に連絡するように努める。小学校の生徒は保護者からの連絡がない限り、放課後に拘束されることはない」

「生徒が1時間まで、または学校の授業時間外に拘束される場合は、24時間以内に保護者に連絡をする」「教師は生徒の所有物を没収することができる」「悪い行動は対処されなければならない、すべての教職員は生徒の行動を改善することに注目し、援助する職業的な義務を負っている」「いかなる懲戒もよく考えられていて、一貫したものでなければならない、悪い行動とそれを行った個人を区別する必要がある。対処すべきなのは行動であって、個人ではない。教師から敵意を感じ、敬意をもたない生徒は悪い応答をする可能性が高まる」「まず教師は悪い行動に対処すべきある。これは生徒の行動が許容できない場合に勧告することにはじまり、改善しない場合に徐々にそれを増やすことになる」「ナイフや刃物の学校内での所持は許されず、退学処分につながることもある」次いで、学校外の懲戒について「遠足や登下校中のバスの中、学校を代表して行動している場合など」は対象になると規定されている。

「8 行動の管理」では、児童生徒の行動管理に関する様々な事項が書かれている。まず「教室運営」では、「生徒が意欲的にとりくめる刺激的な環境をつくり、維持すること」「生徒と良好な関係築くこと」がいわれる。

「身体的拘束」では、「無秩序の原因となる」「自分または他人を傷つける」「財産を破壊する」ときに行わ

れる、それは「常に最終手段として使用される」「最小限の力、最小限の時間だけ行われる」「関係者の安全と尊厳を保つ方法で行われる」「懲罰として使用されない」「記録され、保護者に報告される」と書かれている。

「没収」では、禁止物品が発見された場合は没収される、生徒には返却されないと規定している。ただし、必要に応じて保護者と協議のうえ返却されることがあることも書かれている。対象となるものは、「ナイフ、刃物、工具、武器、アルコール、違法薬物、盗品、タバコ、紙巻タバコ、電子タバコ、シシャペン（水タバコ）、マッチ、ライター、花火、ポルノ画像、犯罪の実行、人身を傷つける、財産の破壊に使用された、あるいは使用される可能性がある」と職員が合理的に判断した物品、携帯電話、やカメラなどの電子機器が挙げられている。「児童生徒サポート」では、2010年平等法で「保護されるべき特質」を持つ生徒へのサポートが書かれている。

「学校制服」では、「Seven Kings Schoolの理事会は、制服は学校の精神に貢献するもの、適切な雰囲気をつくる、学校に誇りをもたせるものとして重要な役割を果たすと考えています」と述べる。

「制服に関する非遵守」では「教師は身だしなみや制服に関する学校の規則に違反した生徒を懲戒することができる」として、非遵守の場合には校長は一時帰宅させること（ただし、年齢によっては保護者が同伴する場合に限り、学校内の授業時間に帰宅させることができる。その場合は排除されたわけではなく公認の欠席となる。ただし違反が続いた場合は欠席としてカウントされる場合がある）との規定もおかれている。

「停学」では行動指針違反の場合に適用されることがある。「退学」では、「武器の使用、所持」「薬物の取り扱い」「深刻なおどし、実際の暴力」「いじめ」「行動指針に対する継続的かつ重大な違反」「生徒が学校にいたことが、他者への深刻な脅威になると学校が判断した場合」とある。

「9 生徒の移行」に関しては、次の学年への移行（transition）に関する規定である。「10 他の方針との関連」は、「行動規範」「安全確保指針」「出席に関する指針」が挙げられている。「11 見直しのとりきめ」では、2年おきの見直し書かれている。

### 3 イギリスの校則の特徴

上記の例および他校の校則を参照したところ、イギリスの校則の特徴としては、以下の点を挙げることができる。

#### （1）学校の目標、エートスなどに言及がある点

既に言及した Seven Kings School においても、

「Seven Kings は生徒および職員が安全で不安がないように感じられる幸せで調和のとれた学習コミュニティである。学校生活は平穏で目的意識に富んだ環境であり、それはお互いに尊敬しあう関係によって支えられる。我々の期待とは、すべての生徒および職員が適切で社会的に認められる振る舞いをするることである。スタッフの各メンバーは学習のための高い水準を促進し支えるだけの重要な役割を果たす」とある。Gladesmore Community School (2022) は「教育と学習環境をサポートするために、ポジティブな学校のエートスを推進する。...我々は以下のことを目指す。相互の尊重と集団的責任を尊重する。偏見、いじめ、混乱、暴力のない環境をつくる。自尊心、自制心、協力、寛容、義務への敬意を育む。次いで全スタッフの責任。公正を主張する、自分の行動を管理できるように生徒を指導する。」と定めている。他にも、学習環境や平穏（calm）、安全、積極性、お互いの尊重、尊敬などを強調しているところが多い。安全な環境でポジティブに学習ができることが強調されているといえる。

#### （2）生徒の「良き心構え」にかかわることにも言及がある点

イギリスの校則は行動規範（code of conduct）が書かれていることが多い。既に述べたように Seven Kings School は生徒の行動に関する道徳的な助言を述べている。

他に、再び Gladesmore Community School (2022) をみると、以下のとおりに行動規範を定めている。

Gladesmoare Community School の生徒には、以下のような行動が期待される。

- ・十分な学習の準備をして、時間通りに登校すること。
- ・学校にいるとき、登下校のときは制服を着用すること。
- ・学校コミュニティのすべての構成員に敬意をもって寛容であること。
- ・他の生徒、すべての職員と協力すること。
- ・平和的な学校の雰囲気に貢献できるように、否定的なふるまいはしないこと。攻撃的になったり、いじめ、口論、喧嘩はしないこと。
- ・時間通りに登校し授業をうけること。
- ・授業では最善をつくすこと。
- ・ほかの生徒を適切に手助けすること。
- ・授業に積極的に参加し、他の生徒の学習の邪魔をしないこと。
- ・学校関係の整理整頓をすること。
- ・常に適切な言葉遣いをすること。悪態をついたりこきおろしたりしないこと。

- ・不適切な接触はしないこと。
- ・教室、廊下、運動場では礼儀正しく行動すること。
- ・登下校時に公園や地域のコミュニティでは適切に行動すること。
- ・廊下を歩くときは責任をもって行動すること。
- ・階段の上り下りに際しては注意をはらい、他者に気を付けること。
- ・授業中は先生の指示によって着席し、コートなどは脱ぎ、必要なものを準備する。
- ・校舎内では帽子は脱ぐこと。
- ・携帯電話や電子ゲームの音声はでないようにして、授業中や授業間の休憩時間には片付けておくこと。
- ・学校内ではガムをかまないこと。

学校においては「積極的な行動」「適切な言葉遣い」など、規則というよりは「心構え」というべき内容が多く登場する。他にも、「時間を厳守して行動すること」「すべての生徒が学習し、成功する権利を有していることを理解していること」「宿題をきちんとやること」などの内容が含まれていることがある。自分が積極的（ポジティブ）に行動すること、他者をリスペクトすることについて言及されている。「心構え」にかかわる内容を超えてさらに、褒賞あるいは懲罰規定にかかわることが明記されていることについては、後述する。

### （3）制服等に関する規定がある点

イギリスの学校は制服のあるところは、中等学校の90パーセント以上というデータがある<sup>(4)</sup>。制服および体操服などそれ以外の服装についても規定がおかれていることが多い。

教育省は制服を強く推奨する理由として、「学校のエートを促進することができること」「所属意識とアイデンティティを高めること」「教育の場に適切な雰囲気をかもしだすこと」（Department for Education, 2021）をあげている。Seven Kings Schoolもほぼその内容となっている。各学校においては他にも、「生徒間、生徒と教師の強い結びつきの意識をつくる」などと説明されている。

教育省の「学校における行動：校長と学校スタッフへの助言」（Department for Education, 2022）は、「感覚に過敏な生徒、重度のアトピー性皮膚炎の生徒には、制服の求める条件を緩和すること」とある。そういった配慮もなされている。

Kingsdale Foundation School（2016）の校則をみると、制服について以下のように述べる。

Kingsdale Foundation Schoolの学校理事会は、制服は学校の精神をつくりだし、適切な雰囲気をもたらす、学校の内外に誇りを与えるものとして、重要な役割を果たすと考える。

- ・積極的な行動と規律を支持し、学校への帰属意識を高め、学校の精神の支えとなる。
- ・生徒のあいだの高い規範となる、強く、一貫した学校への帰属意識を促進する。ある生徒が仲間とまったく違って見えると、統合、平等、結束が阻害される。
- ・あらゆる人種、背景をもつ生徒が歓迎されているように感じられるようにして、特定の服装を求める社会的圧力から子供を守ろうとする。
- ・結束を育て、様々な生徒の集団のあいだのよい関係を育てる。

適切なヘアスタイルは、学校の求める極端ではない「外観の一部」として期待される。身に着けるアクセサリーについても同様に。

学校の制服には体育（PE）に必要な服装も含まれる。それは実用的で着心地がよく、活動に適したものであることが求められる。

制服指針に違反した場合は、

- ・教師は外見や制服に関する学校の規則に違反した生徒を懲戒することができる。それは行動規範に定める懲戒の規則に合致して行われる。
- ・校長（あるいは代理人）は、（極端な場合のみであるが）生徒に帰宅を命じて、外見や制服に関する規則違反をただすことを求めることができる。この決定は生徒の年齢や親・保護者の連絡を考慮して行う。12,13歳の生徒は親と連絡がつけば同伴無く帰宅を命じることがある。
- ・生徒が帰宅を命じられた時は、これは停学ではなく許可された欠席である。
- ・制服指針ゆえの停学は、法的な停学規定に従って行われる。

上記にも登場する制服指針（Kingsdale Foundation School, 2022）を見ると、そこでは以下のようにある。

2010年平等法に言及して、「保護されるべき特徴（性、人種、信条、その他のジェンダー）にもとづいた差別の禁止」を述べ、「性別に基づく制服のアイテムをリストアップすることを避ける。それはすべての生徒が自分にとって最も快適な、あるいは自認する性別を最も反映する制服を着用することができるためである」「制服の費用は、すべての生徒が同じであることを確認する」「すべての生徒に長髪を許可する（ただし、われわれは後ろで結ぶことを求めることがある）」「学校にふさわしい、かつ自分にとって最も快適な髪型にできるようにする」「宗教上の理由で水着の変更を求めることは許される」「ヘッドスカーフや他の宗教的、文化的な標章を着用することを許可する」とある。

さらに、教育省の法的指針（Department for

Education, 2021) に言及して、「学校は...必要な制服が適切な価格であることを確認する義務がある。」  
「低価格のノーブランド品を多くとり入れる」「アイロンで付けられるスクールロゴなど、スクールブランド品に代わる安価なものを品質や耐久性を損なわない範囲で検討する」「コート、バッグ、靴など、生徒が学校以外の日に身に着ける可能性のあるものには、特定の条件を付けないようにする」などと保護者に経済的負担をできるだけかけないようにすることも明文化されている。

制服にかかわる「生徒の役割」としては「特別な日を除いて制服を正しく着用すること」、「保護者の役割」としては「清潔にすること」、「教職の役割」としては「正しく制服を着用しているかを注意深く観察すること」、「理事」には「学校の文脈にふさわしいように指針を見直すこと」などが明記されている。

そして、以下のように制服を定めている。

- ブレザー：黒色で、学校のバッジがついた伝統的なデザインのもの。
- ズボン：男女ともに標準的な黒色の学校用ズボン（ジーンズ、チノパン、レギンス、ジェギンスまたはそれに類するものは不可）。
- スカート：黒の無地のボックスプリーツスカート、ゴムウェストで、膝上 8cm（クレジットカードの長さ）より短くないこと。スカートを着用する場合は、秋学期は黒地のタイツ（60 デニール以上）の着用が推奨される。春・夏学期は白または黒のサマーソックス（足首用ソックス）を着用すること。
- セーター：V ネックの黒のウールニットとする（丸首、スウェットシャツ、フード付きのトップスは不可）。
- ネクタイ：7 本以上のストライプがはいる長さの適切な色の Kingsdale School のネクタイ。
- ブラウス・シャツ：白でネクタイに適した襟のもの（常にタックインすること）。
- 体操服：黒のショートパンツ・ジョガー、赤の無地ポロシャツ（KS3, 11-14 歳）、青の無地のポロシャツ（KS4, 14-16 歳）。（ポロシャツと体育用スウェットは学校内で購入可能。黒のサッカー・ホッケー用ソックス、黒のゲーム用スカートは任意）水着は派手でないライクラのショーツ、トランクス、ワンピース。色やブランドは決まっていない。黒か赤がのぞましい。競技の場合は Kingsdale のロゴ入りキャップを無料で提供する。
- オーバーコート：無地で暗い色のコート。スローガンが書かれていないもの。デニムは不可。コート

は校舎内では着用しないこと（校長から特別な許可がある場合以外）。

■バッグ：特定のバッグの指定はしないが、色は暗い色、無地。デザインは学校環境に適したもの。

■髪型は適切なデザインのみ許可される。その判断は校長が行う。

■アクセサリ：小さなイヤリングを 1 つ着用することはできる。ペアのイヤリングは学校が許可すれば着用できる。過度なアクセサリは期限を定めずに没収されることがある。あるいは保護者が事前に決めたときに回収しなければならない。

制服を定める理由が、学校への帰属意識や学習する場の雰囲気をつくるため、ということも明記している、という特徴がある。服装のみならず過度な装飾品・化粧品に関しては学習の場には不適切ということで禁止されることがある。また、違反の場合の処置やどこから違反とみなすかを「校長の判断」とするなど、判断権者を明記している場合がある。違反した場合に、帰宅を命じる、没収などの規定も明記されている。染髪についてもそれを行わないことが「期待される」とあるのは、例えば生まれつき白髪が多い生徒が本人の希望で染髪することは許可される余地を残していると読むことができよう。また、ズボンは男女ともに認められていて、「すべての生徒が自分にとって最も快適な」とあることからして、性的少数者への配慮もみられる。頭髪に男女別の規定はおかれていない。なお、Kingsdale の場合、セーターが V ネックとなっているのは「ネクタイが見えやすくするため」、イヤリングが 1 つまでとなっているのは「ケガ防止のため」という合理性が説明されている<sup>6)</sup>。

他に頭髪や化粧品についてみると、イギリスの校則では、「特異な髪型」や「化粧品」に関しての禁止規定は存在することがある。Henley Bank High School (2023) の例では、以下のことが「期待される」とある。

頭髪：極端な髪型、染髪（毛先だけを染める場合を含む）は禁止される。頭髪は自然の色、一色であるべきである。トラムラインがうかびあがる髪型、モヒカン、スキンヘッドは同様である。...男女ともに髪が長い生徒は体育、テクノロジー、理科の授業中は後ろを結ばなければならない。...

化粧品：いかなる化粧品も禁止される。それは、ファンデーション、口紅、リップグロス、マスカラ、頬紅、アイシャドウ、アイライナー、眉ライナー、マニキュア、つけ爪とつけまつげを含むが含まれます。メイク、マニキュア、つけ爪をしたまま登校した生徒には、落とすよう求められる。...

#### （４）賞罰規定、および懲戒処分規定が明記されている点

イギリスの校則は賞罰規定を明確にしていることが多い。既述した Seven Kings School においても、良き行い（報奨）および悪い行い（懲戒）の規定の双方が書かれている。

懲戒処分についてある程度の明示化ができているといえる。非違行為と処分の対応関係を明示している学校も多々ある。その場合同じ非違行為に対しても事情によって懲戒、懲戒処分の幅を持たせてはいる。

懲戒にあたって特別支援（Special education needs and disability, SEND）の必要性のある子どもについて、例えば Dulwich prep（2021）は、「重大な懲戒をする場合、2010年平等法に基づき SEND や特定の脆弱性をもつ生徒に対して、不利な立場におかれないうに合理的な措置をとる」と必要性を明記していることもある。また、事件があったとき（ナイフなどの禁止品の所持や盗難など）、操作、没収などの手続き、権限についても明記されている。

#### （５）いじめ防止に関する規定がある点

イギリスの校則で懲戒の対象となるものが規定されている場合は、そのなかに「いじめ」は含まれている。Seven Kings(2020)でも「退学処分」の対象となっている。いじめ防止（anti-bullying）に関して学校（あるいは教育局など）によって別途詳細な規定が作成されている場合がある。

対処法としては、修復的（restorative）アプローチ、すなわち関係者が平和的な方法により関係の修復をはかり、未来をみすえた解決を模索することを取り入れることを書いているところがある（Prendergast Ladywell School, 2023 など）。

#### （６）法律が引用されている点

イギリスの校則は法律に言及されていることが多々ある。既述した Kingsdale Foundation School（2022）の制服指針も2010年平等法に言及して、性的少数者の保護などを定めている。他にも例えば、Woodbridge high school（2022）の行動規範は「2006年教育査察法は、生徒の懲罰は状況に応じたものでなければならず、生徒の年齢、特別支援の必要性、障害、宗教上の必要性を考慮しなければならない」と述べている。なかには、「学校の方針は最新の、法律に合致したものとすべきである」と校則に規定がある場合もある（Harris Academy Greenwich Behaviour and Discipline Policy, 2022）。あくまで法律の下位規範としての行動規範という位置づけである。

#### （７）学校外のことについては、適用範囲が明文化されている点

校則とは基本的に学校内のことについて及ぶことである。しかし、一部学校外にも適用されることがあ

りうることを、イギリスの校則は明文化している。Seven Kings School（2020）は「遠足や登下校中のバスの中、学校を代表して行動している場合など」を対象としている。Swanlea School（2019）は以下のよう述べる。

行動規範は学校以外でおきた学校の責任外の容認できない行動についても、適用されます。例えば、

- ・学校のすぐ近く。
- ・登下校中。
- ・学校の一員であることが明確に識別できる場合。
- ・その行為が職員によって目撃された場合、学校に報告された場合。
- ・生徒が修学旅行や学校行事で学校外にいるとき。（教育目的の訪問、学校授業の一環、職業体験など）

そのような場合は、行動規範への違反は学校内で発生したのと同様に扱われる。

また、インターネットに関しては学校業務外の使用であっても警察への通報の対象となりうるということが明記されている。

#### ４ まとめにかえて

イギリスの校則はアメリカ、フランス、ドイツと比して<sup>(6)</sup>、「制服の規定があること」「心得にあたる内容が多く、含まれる行動規範を定めていること」「生徒指導基準にかかわる内容も多く含まれていること」などの特徴があり、それは日本との共通性ともいえる<sup>(7)</sup>。日本と似ているところが多いといえ、さらにそのなかでの相違点をみることは有益であろう。

「心構え」に関する内容が多く定められているとはいえ、違反すると懲戒・懲戒処分の対象になるということも、分けて示されている。日本の多くの校則とは異なるところである。

校則の文章の分量としては、日本よりはずっと多いものとなっている。それは無意味な方向に「細かすぎる校則」を意味しない。規則である以上、細部まで明確なものとなる必要があるゆえである。例えば「学校外の行動への適用範囲」「特別支援の必要性のある生徒への配慮」などをも明文化している。

校則にあたるものに、法令が引用されていること（法令の下位規範となっていること）、および懲戒に関する規定を明文化していることなどは米仏独と共通しているところである。日本のように法律と校則がほぼ別物として存在しているわけではない。校則に対してイングランド中央政府（国会、教育省）が法律や指針を出していて、校則がそれを反映しているところはある。

制服のために生じる保護者の経済的負担に関する指針を中央省庁がだしていることも共通しているが、イギリスの場合は「ノーブランド」などより具体的条件



をつけたうえで保護者への経済的負担の軽減を求めているといえる。また、制服以外の服装の制服以外の服装に関しての規定は、靴下などが制服の一部と考えられているという文脈で色指定が行われることはある。学校への所属意識がめざされていることが明記されているという特色がある。

なお、本稿は実態調査を含めた校則の研究とはなっておらず、校則の運用面などをより研究することはできていない。その点は他日を期させていただきたい。

#### 【注】

- 1) イギリスの教育に関する邦語文献は多く存在するが、日英教育学会編（2017）にも生徒指導の項目はなく、この分野を扱うものは多くない。林尚示（2013）、鈴木麻里子（2020）がある。なお、「パストラル・ケア」について、藤田英典（1997）、藤井泰（2004）、古阪肇（2016）、藤本卓（2021）、およびそこで引用されている文献参照。
- 2) 邦語文献では、窪田眞二（1993）参照。
- 3) PRU (pupil referral units), オルターナティブな学校組織、代替教育機関。邦語文献としては、青木栄治（2022）参照。
- 4) Guardian, 2011年1月18日記事。
- 5) 筆者による問い合わせによる。
- 6) アメリカ・フランスの校則に関して、大津尚志（2021）、大津尚志（2022）、ドイツの校則に関して、大津尚志（2023）参照。
- 7) 志水宏吉（1994）は、イギリスの生徒指導と日本の近似性を指摘している。校則にも同様の傾向があるといえる。志水は加えて、イギリスには「明確なルール」が存在することから、「日本より一見ずっと自由に見える」と述べている。（230頁）

#### 【引用・参考文献】

- 青木栄治（2022）. 1993年教育法における代替教育機関（PRU）設置規定の成立過程の分析. 日英教育研究フォーラム, (26), 53-67頁.
- 藤井泰（2004）. イギリスにおける生徒指導の動向：パストラル・ケアの概念と実際を中心に. 松山大学論集, 15（6）, 39-56頁.
- 藤本卓（2021）. “パストラル・ケア”, その叢生と褪色. 藤本卓教育論集. 鳥影社, 47-76頁（2009年初出）.
- 藤田英典（1997）. 教育改革. 岩波書店.
- 林尚示（2013）. イギリスにおける生徒指導と特別活動. 東京学芸大学紀要 総合教育科学系, 64(1), 1-8頁.
- 古阪肇（2016）. 英国の寮制私立中等学校におけるパストラル・ケアの重要性. 早稲田教育評論, 30（1）, 97-108頁.
- 窪田眞二（1993）. イギリスの学校理事会への生徒参加. 季刊教育法, (92), 84-91頁.

文部科学省（2018）. 学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて.

日英教育学会編（2017）. 英国の教育. 東信堂.

大津尚志（2021）. 校則を考える. 晃洋書房, 87-122頁.

大津尚志（2022）. 自由と相互尊重のルール. 内田良・山本宏樹編. だれが校則を決めるのか. 岩波書店, 154-179頁.

大津尚志（2023）. 校則は三者（教師・保護者・生徒）で決める —ドイツの中等学校—. 全民研会報, 188, 13-15頁.

志水宏吉（1994）. 変わりゆくイギリスの学校. 東洋館出版社.

鈴木麻里子（2020）. 教員の懲戒権に関する考察. 日英教育フォーラム, 24, 33-43頁.

#### 教育省資料

Department for Education（2012）, Behaviour and discipline in schools Guidance for governing bodies. Department for Education（2021）, Statutory guidance Cost of school uniforms.

Department for Education（2022）, Behaviour in schools, Advice for headteachers and school staff.

Department for Education（2023）, Suspension and Permanent Exclusion from maintained schools, academies and pupil referral units in England, including pupil movement.

イギリスの行動指針ほか、校則関係資料（引用したもののみ）

Gladesmore Community School（2022）, Behaviour principles.

Harris Academy Greenwich（2022）, Behaviour and Discipline Policy.

Henley bank high school（2023）, uniform expectations.

Kingsdale Founation School（2016）, Behaviour Policy,

Kingsdale Founation School（2022）, Uniform Policy. Prendergast Ladywell School（2023）, Behaviour and Community Relationships Policy.

Seven kings School（2020）, Behaviour Policy.

Swanlea School（2019）, Behaviour for learning at Swanlea School.

Woodbridge high school（2022）, Behaviour policy.